

但波吉備麻呂の計帳手実をめぐって

岸 俊 男

【要約】 正倉院文書のなかに近江国志何郡古市郷（現在の天津市南部）に住んだ大友但波史族吉備麻呂の家族の計帳手実九通の断簡が現存している。それは神亀元年から天平十四年まで前後約二十年間に断続しているが、同一家族の変遷を籍帳上にたどりうる唯一の史料として貴重なものである。本稿はその計帳手実の基礎的考察として、その紙背に書かれた造石山寺所関係文書の検討を通じて、まず断簡配列の復原を試み、ついでそれら計帳手実がいつ、どのような経路と事情によって造石山寺所で利用されるに至ったかを推測しようとしたものである。すなわち右の計帳手実は大友但波吉備麻呂が石山寺増築工事に関係したため、直接造石山寺所に入り、そこで天平宝字六年七月末ごろ反故紙として利用されたことを明らかにし、さらに計帳手実が造石山寺所に入った事情についても三つの試案を提起したが、それは計帳手実一般の問題にもつながる。

史林 四八巻六号 一九六五年一月

一

『大日本古文書（編年文書）』一・二には「近江国志何郡計帳」

と題した九通の文書が、神亀元・同二、天平元・同二・同三・同四・同五・同六・同十四の各年に分って編年収載されている。この一類の文書はいずれも近江国志何郡古市郷大友但波史族吉備麻呂の關係する戸の計帳手実である。周知のように、正倉院文書中にはかなり多くの奈良時代の戸籍・計帳が遺存しているが、同一戸あるいは同一戸口についての年次を異にする籍帳記載は他に遺

例をみないので、これら九通の文書は、早く石母田正氏が「古代家族の年代記」と名付けてその古代家族研究に史料として援用して以来、人びとの注視するところとなっている。すなわちこれら数年次にわたる計帳手実は、そのいずれにも名前のみえる大友但波史族吉備麻呂を対象として、ある必要から一括され、後然るべき過程をへて紙背が利用され、その裏文書が正倉院に保存されたため偶然今日まで伝存したものであることは明白であるが、吉備麻呂およびその家族は神亀元年（七二四）から天平十四年（七四二）に至る前後十九年の間につきのような興味ある変動を示している。

まず神亀元年に吉備麻呂（三十四歳）は藤原卿の職分資人広麻呂（三十六歳）の戸に弟として記載され、彼には妻車以君支麻須売（三十六歳）と虫玉売（十六歳）・阿流自売（十一歳・養老五年逃）・伊夜玉売（九歳）の三人の娘があった。ついで翌神亀二年にはこの妻と三女とともに房戸として記載され、彼は房戸主となっている。しかるに三年の間隔を置いた天平元年になると、吉備麻呂は郷戸主となつて一戸を設立するが、その戸口は新しい妻上村主諸足売（三十九歳）と、今まで名前のみえなかつた娘佐美売（八歳）、および先妻との間の娘とみられる前掲の伊夜玉売・虫玉売、それに寄口大田史多久米（四十二歳）の家族七人と同じく寄口三上部阿閉（四十七歳）の家族八人、妻諸足売の婢一人の計二十一人である。この家族構成は天平六年に至るまで殆んど変らないが、天平十四年手実に至るとまた大きな変化を示す。すなわち吉備麻呂は佐美売・虫玉売の二人の娘を連れて、再びある戸の戸口となり、戸主の弟として記載されている。この手実には前欠であり、神亀当時の広麻呂の戸の構成とかなり変つているので断定はできないが、多分再び広麻呂の戸に入ったのであろう。

ここでは右のような興味深い変動が古代家族論の上でどのような意味をもつかの探究はまずさし置いて、問題を提起している九通の計帳手実について基礎的な考察を少し行なつてみようと思う。

というのはこれらの文書は重要な史料でありながら、各手実がどういうものであるのか、またどういう状態で正倉院文書中に残っているのか、さらになぜ但波吉備麻呂に関係する戸の計帳手実がこういうように何通も遺存したのかなどという点に関しては最近まで全く考察が加えられていなかった。しかしこれらの問題は、さきに述べたような古代家族研究の史料としてこの文書を用うる場合にも、その前提として明らかにしておかなければならない問題である。私はさきに古代籍帳研究の一端として正倉院文書の表裏関係の調査を始めたが、その過程で大部分の籍帳の裏が天平十五年から勝宝初年までの間に金光明寺写経所で利用されたのに対して、この九通の手実には近江の造石山寺所で反故として紙背を利用されたことに着目し、また裏文書の復原に関してもこの手実の史料的人格にある種の示唆がえられることに気付いた。^④ たまたまそのころ竹内理三氏を代表者として「日唐羅戸籍計帳の基礎的研究」が行われ、正倉院文書の籍帳原本調査に当る機会を得たので、その際この計帳手実を担当し、原本についての詳細な研究を進めることができた。その調査結果と私見についての概略はすでに、二の研究会や講義でも口述発表したが、^⑤ 研究の進展に従つてなお細部に再調査を必要とする箇所が生じたり、その他諸種の事情のため今日まで論考として公表することを怠つてきた。しかるに最

近吉田孝氏は正倉院文書の造石山寺所関係文書を綿密に整理した上で、造東大寺司関係の財政を交易という面から詳細に研究し、そのすぐれた成果を発表されたが、その際、この計帳手実についても補註で簡単な適宜な説明を加えられるところがあった。氏の所説は私見に近く、また右の結論に到達された方法も私とはほぼ同様のようであり、未熟な従来私の見解のごときは改めて公表する必要がなくなったのであるが、吉田氏のこの計帳手実に関する記述は、主題をはなれた問題である関係上、簡単な指摘に止まっております。読者にはなお少し詳しい説明が必要と思われる。そこで私は原本調査を担当した責任もあり、さらに氏の考説に若干の蛇足を加える余地もあるやに考えたので、私は焦点を計帳手実の考察に絞って敢えて蛇足を加えることとした。以下の叙述には氏の考察と恐らく重複する部分が多いと思うが、右の事情ゆえ私なりに説明を加えて行くことを諒とされたい。

① 石母田正「古代家族の形成過程」(『社会経済史学』十二ノ六)。

② 天平三年からは二目盲癩疾の三上部阿闍がみえなくなり、その女美努久亮は天平元年隱首とみえるが、以後また不明で再び天平六年に現われる。

③ 天平十四年にみえる男子君は十九歳であるから、本来ならば神亀元二年からすでに広麻呂の男の中にみえなければならぬ。

④ 拙稿「籍帳備考二題」(『国史論集』(一)「所収」)において指摘しておいた。

⑤ 昭和三十七年十一月京都大学読史会例会、同十二月純日本紀研究会例会など。また『日本歴史』に連載された竹内理三・井上光貞・土田真鎮・青木和夫・池田温諸氏の「輪講・戸令戸籍計帳」でもこの手実に関して『大日本古文書』に未収の紙背文書が一部紹介された(『日本歴史』一五三)。

⑥ 吉田孝「律令時代の交易」(『日本経済史大系1・古代』所収)。

二

さて『大日本古文書』の編者は既述のように九通の手実をそれぞれの年次に分載しているが、正倉院文書では実は十一断簡に分れている。まず九断簡が統修第九卷に収められてその一卷を構成し、残り二断簡が続々修第四十六帙第七卷と第四十七帙第四卷に入っている。統修第九卷の九断簡は間に白紙の継ぎ紙を置いて接続し装潢されているが、いま便宜その九断簡を最初から順にA・B・C・D・Eと名付け、さらに続々修四六ノ七の断簡をJ、続々修四七ノ四の断簡をKとよぶこととする。まず各断簡の現状について原本調査の結果を簡単に摘記しておこう。縦・横の単位はセンチメートル。縦は一紙の右端、横は上端の寸法を示すこととする。

A断簡(統修九) 縦二九・〇 横三一・一(大日古一ノ三三一―三三三) 神亀二年(推定)計帳手実。右端は殆ど余白なく切断、左端は約一行分の余白を残し切断。

B 断簡(統修九) 縦二九・三 横一八・八(大日古ノ三三六一三二七)

天平十四年(推定)計帳手実前半。両端切断、第一行の下に「死
天平十五年二月十一日」の書入れがあり、『大日本古文書』の
編者は別筆とするが、むしろ本文と同筆の可能性が多い。

C 断簡(統修九) 縦二八・六 横四六・二(大日古ノ六二一六三二)

天平六年(推定)計帳手実。右端約二分分、左端五分分の余白
あり、紙幅より推して全紙か。全文同筆。

D 断簡(統修九) 縦二九・二 横四六・四(大日古ノ三二七―三二九)

天平十四年(推定)計帳手実後半。B断簡のつぎに続くもので
あるが、それとは別紙。両断簡は直接せず、間に数行の欠行が
あるものと認められる。ただし裏文書では内容的に両断簡は直
接するようであるから、あるいは紙背利用の際、継目裏書が邪
魔になったので、その部分を切り落して改めて継ぎ直したのか
も知れない。B断簡と全文同筆。最左端に一箇所墨付があるが、
余白の状態からはこの手実の記載はこれで完結しているように
もみえる。

E 断簡第一紙(統修九) 縦二九・四 横四一・六(大日古ノ三九一―
一三九二)

天平二年計帳手実。E断簡は全紙二紙が接続されている。その
右の方を第一紙とする。はじめに「天平二年六月帳」と明記さ

れ、約二分分の空白を置いて本文記載に移る。右端に別紙を接
続した糊あとあり、左端は殆ど余白なく、第一紙を上において
第二紙に貼りつがれている。全文同筆。

E 断簡第二紙(統修九) 縦二八・八 横四七・五(大日古ノ三八七―
一三八九)

天平元年(推定)計帳手実。端裏書(『大日本古文書』継目裏書とする
は誤り)にかなり大きく「志何郡手実」とあり、また第一行に「古
市郷」とあって、吉備麻呂関係の戸が近江国志何郡古市郷にあ
ったことがこれで判る。第一行と右紙端の間に約二分分の空白、
第二・第三行間に一行の空白、最終行から左紙端までの間に約
二分分の余白がある。全文同筆。

F 断簡(統修九) 縦二九・三 横四〇・二(大日古ノ四四〇―四四一)

天平三年計帳手実。右紙端より一行の空白を置いて「天平三年
六月手実」と記し、さらに一行の空行をあげて本文記載に移る。
最終行は余白なく左紙端に至るが、横界線の状況および糊あと
より推して、ここで一紙を終り、後述のJ断簡は別紙として接
続されたい。墨によって横に七本、縦ははじめ六行ほどに
界線を引く。全文同筆。

G 断簡(統修九) 縦二八・八 横二四・四(大日古ノ五〇四―五
〇五)

天平五年計帳手実。原本調査の結果端裏書に「天平五年手実」とあったことが判明した。第一行から空白の五行を置いて本文記載に移る。左端切断後欠、縦および横七本の墨界線を引く。全文同筆。

H断簡(統修九) 縦二八・九 横二八・〇(大日古一ノ四五〇)

天平四年(推定) 計帳手実。右端に糊あとあり、空白五行を置いて本文記載に入る。ただしその五行の最後の一行には別筆で「戸主大友但波史族吉備麻呂年冊二妻族」の習書がある。左端切断後欠、縦および横七本の墨界線あり、全文同筆。

I断簡(統修九) 縦二八・九 横三二・九(大日古一ノ三二九一三三〇)

神龜元年(推定) 計帳手実。右端余白なく本文記載に入り、戸主の氏姓を記さないから、恐らく前欠であろう。左端は約二行分の余白あり。書体は行書に近く、他の手実とやや異なる。全文同筆。

J断簡(統々修四六ノ七) 縦二九・四 横四・二(大日古一ノ四四一)

天平三年計帳手実。最終行一行のみ。以下左端まで空白。内容はF断簡に直接続くが、界線の状態からもF断簡とは別紙。縦と横六本の墨界線をひく。F断簡と同筆。

K断簡(統々修四七ノ四・第三号) 縦・横未詳(大日古二五ノ二四六)

白紙断片、原本につき未調査であるが、後述の裏文書一行の内

容からI断簡とA断簡の間に入るべきものであるが、A断簡左端裏の状態より推せば、I断簡の紙片と推定される。

以上の各断簡の現状調査の結果注意される諸点を列挙しておく。

1 統修九の各断簡配列順序は一定の基準でなされたものでなく、ただ当初の接続状態を残していると思われるE断簡で天平二年と天平元年の相連なる年の手実が二年十年の順序で接続していることが注意される。

2 各年次の手実それぞれ紙質、界線の有無およびその状態を異にし、またすべて少くとも同時筆とは認められない。従ってこれら九通の手実はある時期に同時に纏めて写されたというようなものではない。また各手実別筆のようにみえるが、これは前後年次もかなり隔るので、なお断定は避けたい。

3 しかし同じ計帳手実であっても、他に正倉院に現存する右京三条三坊と八条一坊の手実とはかなり書式を異にする。すなわち右京計帳では、最初に去年の計帳と比較して課口・不課口を分類し、ついで調(庸)を記載し、また最後には手実提出の年月日・責任者・坊令などを記しているが、これにはそのような記載はない。また国印も捺されていない。

4 端裏書に「志何郡手実」や「天平五年手実」とあるのは、この

手実を考察する上で注意すべき資料と思う。

5 各手実の年次の確実なものは天平二・同三・同五のみで、他は記載年齢から推定したものであるが、『大日本古文書』の編年分載に誤りはない。ただし例えば天平十四年手実に十五年二月の記載があるのを本文と同時筆とすれば、この手実が書かれ、あるいは写されたのはそれ以後となる。このように九通の中にはそれぞれの年次に初めて書かれたものばかりでなく、のちに書写されたものが含まれているかも知れない。

① 界線についてはなお未調査の点があり、押界のあるものもあるが、ここでは墨界のあるもののみ記した。

三

表文書の計帳手実についての考察はしばらく以上に留め、これから十一断簡がこのようにバラバラになる前にはどういう状態にあったかを復原するため、それぞれの裏文書に着目してみる。考証の過程をここに詳記することは困難であるので、ただ結果を略記することとなるが、表文書に関係なく、裏文書の内容のみから断簡の接合を試みると、十一断簡は次の甲・乙両グループに分たれる。

甲類——I・K・A・E・J・F・H

乙類——G・C・D・B

〔一〕まず甲類の裏文書であるが、これは『大日本古文書』に未収であり、内容上も重要なものであるので、以下各断簡の別を明らかにしながら紹介しておく。

I断簡

〔遣石山院所解 申考中行事事

合壹拾肆人

長上従六位下船木直宿奈万呂

行事十四條

梅令山作材九百十二物 柱桁梁架等類

作堅殿六字 並板敷

仏堂一字 長七丈 廣五丈

僧房四字

一字 長二丈六尺 廣一丈四尺

一字 長一丈八尺 廣一丈五尺

二宇 各長一丈八尺 廣一丈三尺

遷堅板屋六字 並用五六寸桁簀子等

一字 長五丈 廣一丈七尺

一字 長四丈 廣一丈四尺

一字 長一丈八尺 廣一丈三尺

一字 長五丈 廣二丈

一字 長二丈六尺 廣一丈六尺

一字 長一丈四尺 廣一丈四尺

K 断簡

遷豎椎屯倉一字方一丈

左大舍人從七位上能登忍人

A 断簡

行事五條

繼紙六千三百廿三張 打紙六千三百廿三張

界紙六千四百張

書作經三百八十卷

二百八十卷大盤若經 百卷觀世音經

少初位上三嶋豐羽

行事六條

領催令山作并運漕田上山材一千五百廿二物 柱桁架梁等類

領令作檜皮葺殿二字并夫等領

供奉礼仏二度

遣使二度 坂田愛智郡米可微候類

右大舍人少初位上玉作子綿

行事令山作并運漕材同三嶋豐羽

散位從八位上下道主

行事卅七條

令彩色觀世音菩薩像一軀 高三丈六尺

E 断簡

令彩色神王像二軀 各高六尺

令催作殿六宇 令檜皮葺殿六宇

令遷豎板屋六宇 令遷豎椎屯倉一字

令修理板屋九宇 令作高坐并前机二具

催使雜工并役夫 勸作雜公文 告朔并解移類

檢取雜材一千五百廿二物 供奉礼仏二度

從八位下上馬養

行事九條

令催繼紙六千三百廿三張

令打紙六千三百廿三張

令界紙六千四百張

令書作經三百八十卷

二百八十卷大盤若 百卷觀世音經

校紙二千張 遣使四度 本經并仏奉請類

令催作板屋三宇

經堂一宇 長三丈 廣一丈八尺 經師房并厨二字 各長五丈 廣一丈八尺

從八位下勾猪万呂

行事廿四條

構作豎殿六宇 並板敷

仏堂 一字 長七丈 廣五丈

僧房四宇

一字 長二丈六尺 廣一丈四尺

二字 各長一丈八尺 廣一丈五尺

經藏 一字 長三丈一尺 廣一丈三尺

遷豎板屋六宇 並用五六寸栴篋子等

一字 長五丈 廣一丈七尺

一字 長四丈 廣一丈四尺

一字 長一丈八尺 廣一丈三尺

一字 長五丈 廣二丈

一字 長二丈六尺 廣一丈三尺

一字 長一丈四尺 廣一丈

遷豎椎屯倉 一字 方一丈

修理豎板屋九宇

作高坐并前机二具

番上少初位上秦九月 少初位上他田小豊

少初位上甲賀深方呂 外少初位下丸部男公

右四人行事同勾猪方呂

外少初位下私部有人

行事八條

塗殿六宇

仏堂 一字木間并壁十五間

各高一丈三寸 並下塗中塗 廣一丈

僧房四宇木間并壁卅二間 各高九尺已下六尺已上 並下塗中塗 廣七尺已下五尺已上

經藏 一字木間并壁廿四間 上階七間各高七尺廣六尺 並下塗中塗 尺 下階十七間方六尺

遣使一度 自土取直野遣

供奉礼仏一度

外少初位下和久真時

行事五條

作雜釘一千三百九十一隻 九寸已下一寸已上

高坐尻金廿四勾

并并神王料筋鐵百卅七條 長七尺已下一尺已上

修理雜刃器并古釘等類

供奉礼仏一度

留省无位秦足人

行事四條

遣使三度 坂田愛智郡等米徵遺類

買運檜皮四百圍

J 断簡

以前依月廿四日符旨頭注件人等考中行事申送如件以解

F 断簡

天平宝字六年七月廿五日領下

主典安都宿祿

〱造石山院所解 申進返仕丁等事

合應進返^{仕丁}染人

土師嶋尾 刑部小廣 他田玉万呂 春米水取 額田部廣濱

右五人等今月加米依員給畢返進^返如件

私部広国 守部古万呂

右二人散材採取并為使材守今聞請留如件

造石山院所解 申進返木工等事

合木工玖人

長上船木宿奈万呂

工勾猪万呂 秦九月 他田小豊 丸部男公 穂積川内

甲賀深万呂 丈部真犬 秦廣津

右木工等進返如件^但鐵工并土工^者今聞有作物仍進可進上今具

状以解

天平宝字六年八月一日領下

主典安都宿祿

石山院所解 申八月上日事

合八人

主典安都宿祿雄足 上日四 夕三

日断簡

領下道主 上日廿 上日廿 夕十九 上馬養 上日廿九 夕廿八

三嶋豊羽 上日廿四 阿刀乙万呂 夕廿二 弓削伯万呂 上日廿七

裝濱能登忍人 上日廿一 晝師上楯万呂 上日廿七

以前起今月一日盡廿九日上日頭注如件以解

天平宝字六年八月廿八日領上馬養

主典安都宿祿

石山院奉寫大般若經所解 申請仕丁等月養物事

合仕丁貳人^{斷丁}

久瀨波原^郎廣嶋 下総國相馬郡邑郷

漢部千代 甲斐國巨麻郡栗原郷

應給綿八屯 去正月八月并二箇月料人別二屯

〔扇布十二段 自去二月迄七月并六箇月料人別一段

以上甲類の七断簡は裏文書に關しては、内容からみてまずこの順序で欠行なく接続するとみて誤りあるまい。①そしてこの文書が造石山寺所公文案帳に属することは吉田孝氏も指摘された通りである。②造石山寺所公文案帳は『大日本古文書』十五ノ一三七ページ以下に収められているが、この部分は、最初の造石山院所考中行事案が宝字六年七月廿五日付であるところから、恐らく二三四ページ所収の統修別集八の同日付造石山院所画師行事文案断簡の次に続くものであろう。ただしマイクロフィルムを検すると、

その断簡の最後にはかなりの余白があり、またこの考中行事案は公文案帳一般の書風とは異なってやや改まって書き始められている。公文案帳は多くの反故紙を貼りついて、その裏を利用して書き継がれているが、この場合は直接前者に接続するか明らかでない、ともかく一旦そこで切れて改めて考中行事案から書き起したのであろう。公文案帳には他にもこのような例が認められる。^③

またこの甲類記載の最後の文書の日付は後欠のため不明であるが、その前が八月廿八日付石山院所解であるところから、若干の欠失部を置いて、二三五ページ以下に収められた八月廿七日付造石山院所勞劇文案、あるいは二四三ページの九月九日付石山院奉写大般若経所解案に内容上は連続するのであろう。^④

因みにこの裏文書は『大日本古文书』未収であるが、はじめの考中行事案は二三二ページ所収の造石山院所解にみえる「公文肆道」の最初に掲げられている「一道考中行事」に相当し、以下の文書とともに福山敏男氏が苦心して行なわれた石山寺造管の復原研究を補なう貴重資料である。^⑤

〔二〕つぎに乙類の断簡であるが、これは同じく造石山寺所食物帳の一部である。食物用帳は主として『大日本古文书』五ノ五ページ以下と、十五ノ三七八ページ以下に収録され、乙類断簡の裏文書も収められている。ただしその配列順は正しくないので改め

て摘記しておく。^⑥

- G 断簡 五ノ二九ページ十一行目——同三〇ページ十一行目
- C 断簡 五ノ二五ページ四行目——同二七ページ七行目
- D 断簡 五ノ二七ページ八行目——同二九ページ十行目
- B 断簡 五ノ二四ページ七行目——同二五ページ三行目

この四断簡も内容から推して右のように配列すると、欠行なく接続していたことが知られ、七月廿八日から八月十九日に至る間の記載を含んでいる。そして前は十五ノ四三六ページ以下に収められた断簡(統々修四三ノ三)の後に、後は十六ノ一七七ページ所収の断簡(統々修四三ノ一九)に接続するらしい。

さて以上十一断簡を裏文書の記載に従って甲・乙類に分ち、さらにその接続配列を試みたのであるが、その結果を第一表として図示してみよう。

甲・乙兩類の配列順序は甲を前としたが、その理由は次に明らかとなる。さてそこで初めて改めて表文書に着目してみると、第一表に明瞭なように各計帳手実は正しく年代順に配列されていることが知られる。そして表文書に関していえば、その配列順は天平十四年を最初とし、以下天平六・五・四・三・二・元、神亀二元というように逆順となっているのである。この関係の存在することはすでにE断簡二紙の接続に関して指摘しておいたが、その

第一表 但波吉備麻呂関係計帳手実断簡配列の復原

天 平 五 年 四 月 十 平	天 平 五 年 五 月 六 平	天 平 五 年 六 月 六 平	天 平 五 年 七 月 廿 八	天 平 五 年 八 月 廿 八	天 平 五 年 三 月 三 平	天 平 五 年 二 月 二 平	天 平 五 年 九 月 六 平	天 平 五 年 二 月 廿 神	天 平 五 年 五 月 廿 神	天 平 五 年 五 月 廿 神	
B	D	C	G	H	F	J	E ₂	E ₁	A	K	I
		〔乙〕 造石山院所 食物用帳		宝字六八廿八				〔甲〕 造石山院所 公文案帳			宝字六七廿五

原則がすべてに適合する。ここに詳しい考証過程を記すことは省略するが、恐らくははじめから神亀元—天平十四年間に至る九通の手実がこの順序で配列接続されていたのを、その紙背利用に際して部分的に切除して改めて接続し直し、甲・乙二つの文書の記載に転用したものである。そしてそれが統修九に装潢されるまでに、またある場合には装潢される場

合に現状のような十一断簡に分れたものと思う。

ともかく裏文書に着目した断簡の接続復原の結果、

6 九通の計帳手実断簡は当初天平十四年手実を最初として、以下年次の逆順に接続され、いわゆる継文の形態をとっていたと推定される。この点はこの一連の但波吉備麻呂に関する計帳手実がいかなる役割を果したかを考える上で重要と思う。こういう接続法はまず手継証文を想起させるが、私は勘籍との関係を注意すべきでないかと思う。正倉院文書には数通の勘籍が遺存しているが、その記載様式をみると、何れも天平十八年籍・天平十二年籍・天平五年籍・神亀四年籍・養老五年籍というように、年次の新しいものを先に掲げ、現時点から五比籍を遡上する形式をとっている。いま仮りに九通の手実について復原した配列順で勘籍のようなものを作るとすれば、やはり現存の勘籍記載様式のごときものができるであろう。

7 現存計帳手実は神亀元—天平十四の間にわたるが、その間神亀三—同五、天平七—同十三が欠けている。そこでこの部分が当初はあったかどうかが問題であるが、復原結果からすれば、この一類の文書としては最初から欠けていたのではないかと思われる。そしてその際併考すべきことは神亀元—二では吉備麻呂が広麻呂の戸内にあり、天平元—六では一戸を設定し、とんで天平十四に

は再び戸口となつてゐることで、現存手実の三グループが吉備麻呂の異動に依つてゐることである。

① 裏文書の接続については原本についての充分な調査をまだ終えていない。内容上では行事条数の数え方が必ずしも一定しないが、A↓Eの接続もまず間違ひなからう。

② 吉田孝「律令時代の交易」(前掲)。

③ 例えば次に掲げた第二表によると、『大日本古文書』は12の二月卅日付造石山寺所解のつぎに、13の三月二日付の解あげていて、直接するようにみえるが、実はその間に二月廿九日付の造東大寺司移(大日古五ノ一三)が入り、公文案帳はその紙から改めて書き継がれて行つたようである。

④ 『大日本古文書』は二三四ページに七月廿五日付画師行文案のつぎに同じく続別八の八月四日付石山院奉写大般若所牒を置いてゐるが、マイクロフィルムによると、この文書は実は『大日本古文書』五ノ二三ページ所収の宝字六年五月十四日付石山院奉写大般若所牒と同紙(裏空白)で、そのつぎに書かれていて、断絶がある。

また労働文案も第二表(58・59・60)に示したように、それだけが独立した文書として公文案帳から分離してゐたかも知れない。

⑤ 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」(『日本建築史の研究』所収)。

⑥ 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」三三三ページでは訂正されてゐる。以下福山氏復原を参照。

⑦ これら九通の手実が、はじめからこのように接続されていたか、それともそれまでバラバラであつたものを紙背利用に際して接続したかは重要な問題であるが、このような規則正しい配列を示すことは偶然とみるより、やはり意識されたものと考えるべきである。とすれば表

文書に關して紙背利用以前にすていつかこのように配列接続されていたとみるのが妥当ではなからうか。

⑧ 相田二郎『日本の古文書(上)』二二五ページ参照。ただし例へば南院文書として伝存する山城国宇治郡家地等売買寄進券文の場合は年次の古いものを右とし、新しい券文を左へ継いで行つてゐる。(『大日本古文書』東大寺文書二)。

⑨ 竹内理三『寧楽遺文(下)』五三五ページ以下に収められてゐる。

四

つぎにこれら計帳手実がいつその裏を利用されたか、またどうして造石山寺所において利用されるに至つたかを追究する手がかりをうるために、計帳手実の裏を利用した〔甲〕公文案帳と〔乙〕食物用帳全体の構成を左に表示しよう。いずれも反故文書を次々に貼り継いだもので、宮内庁撮影のマイクロフィルムを参照し、一紙の表裏記載が対照できるようにしたが、接続その他については何分原本に當つていないので不十分な点が多い。また〔甲〕〔乙〕以外の他の造石山寺所關係書類についても同様な表を掲示する必要があるが、紙幅の關係上割愛した。

〔甲〕公文案帳は宝字六年一月から閏十二月までの間に主として造石山寺所から出された解・移・牒・符などの案文を月日順に収載したものであり、〔乙〕食物用帳もほぼ同じ期間における米・塩・海藻などの下用を日別に書き付けたものであるが、いずれも

第二表 造石山寺所公文案帳表裏文書対照表

	正倉院文書分類	裏文書		表文書		大日本古文書
		天平宝字6年 月・日	大日本古 文書⑤	天平宝字 年・月・日	文書名	
1	続々18ノ3	1・15—1・20	137—139		白紙	
2	続々18ノ3	1・20	139—140	1・22	安都雄足牒	⑤309
3	続別5	1・23	140—141	6・1・22	上院牒	⑤67
4	続修44	1・23	141—142	1・19	上院僧正美諦弁文	⑤306
5	続修44	1・23	142—143	1・22	上院請弁文	⑤309
6	続後28	1・24—1・28	143—146	6・1・16	石山寺奉写大般若所雜物注文	⑤58
7	続別48	2・1	146—147	?	万葉仮名文	未取
8	続々18ノ3	2・1	147—148	6・2・1	僧綱牒案	⑤348
9	続々18ノ3	2・3—2・14	148—153		白紙	
10	続修43	2・14—2・19	153—154	6・2・10	大尼公所牒	⑤105
11	続修28	2・26—2・30	154—156		造東大寺司解案	⑤256
12	続々18ノ3	2・30	156—157	6・2・30	勢多庄領解案	⑤355
13	続別1	2・29 3・2—3・6	⑤113—114 157—158		白紙	
14	続修48	3・4	158—159	2・28	猪名部牧虫不参啓	⑤355
15	続々18ノ3	3・6—	159—160		白紙	
16	続々18ノ3	3・6—3・7	160—161	?	石山院牒	⑤254
17	続々18ノ3	3・8—3・12	161—163	?	造石山寺所雜村納帳	⑤258
18	続々18ノ3	3・13—4・2	163—183	2・9・5	造東大寺司解案	④31
19	続々18ノ3	4・2—4・7	183—185	?	造東大寺司上日帳	④397
20	続後33	4・7—4・10	185—187			⑤194
21	続々18ノ3	4・10	187	6・4・1	造東大寺司告朔解	⑤465
22	続後33	4・7—4・27	187—195			⑤188
23	続別48	4・28—5・2	196—197	?	戲書啓	⑤366
24	続々18ノ3	5・1	197	?	石山院牒	⑤254
25	続々18ノ3	5・1	197—198	6・3・1	東大寺造物所送進文	⑤132
26	続々18ノ3	5・1—5・2	198—199	?	他田水主(?)啓	⑥276
27	続々18ノ3	5・2—5・4	199—200	?	檜皮葺藏取納雜物注文	④505
28	続々18ノ3	5・4	200—201	5・9・25	大石阿古麻呂雜物買進注文	④509
29	続々18ノ3	5・4—5・6	201—203	5・8・27	賀茂馬養啓	⑤124
30	続々18ノ3	5・6—5・13	203—204		安都雄足夏衣服料並收納錢注文	⑤462
31	続々18ノ3	5・13—5・14	204—205	?	隨求壇所錢用注文	⑤301
32	続々18ノ3	5・14—5・16	205—207	?	安都雄足用錢注文	⑤57
33	正集6	5・17	207—209	3・4・8	生江巨息鳥解	④359
34	続修17	5・22—5・23	210—211	3・5・9	越前國坂井郡司解	④364
35	続々18ノ3	5・23	211—212	3・5・28	知太禰上宿籠米注文	④367
36	続修46	5・27—6・3	212—214	3・5・10	越前國足羽郡下任道守徳太理啓	④364
37	続修17	6・3—6・4	214—215	3・5・13	越前國足羽郡少領生江臣立解	④366
38	正集6	6・21—	215—216	3・5・21	越前國足羽郡書生鳥郡連豊名解	④366
39	続々18ノ3	6・21—6・27	216—218	3・4・16	坂田池主請錢所用注文	④360
40	続々18ノ3	6・27—7・2	218—219	5・1・14	造物所返抄	④485
41	続々18ノ3	7・2—7・7	219—220	2・16	坂田池主請錢所用注文	④361
42	正集5	7・7—7・21	220—225	4・6・25	奉造丈六観世音菩薩雜物請用帳	④420
43	続修30	7・21	226—227	6・7・19	阿刀字治麻呂解	⑤252
44	続別8	7・21	227	6・7・18	石山院牒	⑤251
45	続修49	7・21	227—228	7・17	麻柄全麻呂啓	⑤242
46	続々18ノ3	7・23	228—229	6・7・23	石山院所解案	⑤229
47	続修47	7・25	230—231	6・7・5	麻柄全麻呂啓	⑤242
48	続々18ノ3	7・25	232—234	6・7・25	造石山院所解	⑤256
49	続別8	7・25	234	6・3・17	造石山寺所牒	⑤143

	正倉院文 書分類	裏 文 書		表 文 書		大日本 古文書	
		天平宝字6年 月・日	大日本古 文書⑤	天平宝字 年・月・日	文 書 名		
50	統修9	7・25	未収	(神亀1)	近江国志何郡計帳	①329	
51	統々47ノ4	7・25		(神亀1)		⑤246	
52	統修9	7・25		(神亀2)		①331	
53	統修9	7・25		(天平1)		①387	
54	統修9	7・25		(天平2)		①391	
55	統々46ノ7	7・25		(天平3)		①440	
56	統修9	7・25—8・28		(天平3)		①450	
57	統修9	8・28—		(天平4)		①6309	
58	統修37	8・27		235—240		作金堂所解案	①6308
59	統修29	8・27		240—242			④494
60	統修22	8・27	242	5・2・27 賀茂馬養解			
61	統々18ノ3	9・9—	242—243	白紙			
62	統々18ノ3	9・14—10・1	243—247	白紙			
63	統修26	9・28—	247.	6・10・11 高島使錢進注文	⑤284		
64	統修44	11・30—	248—249	6・5・14 石山院奉写大般若所注進文	⑤230		
65	統修20	11・30	249—250	6・7・9 己智帯成請暇解	⑤244		
66	統修20	11・30—12・24	250—251	6・7・12 息長常人請暇解	⑤250		
67	統々18ノ3	12・24—?	251—252	6・3・21 安都雄足啓	⑤147		
68	統々18ノ3	?	253—254	6・12・8 石山院解	⑤288		
69	統修49	12・—12'・28	①6118—119	12・8 下道主啓	①6 24		
70	統修49	12'・28—2・18	①6119—120	12・10 安都雄足牒	⑤267		

第三表 造石山寺所食物用帳表裏文書対照表

	正倉院文 章分類	裏 文 書		表 文 書		大日本 古文書
		天平宝字6年 月・日	大日本古 文書⑤	天平宝字 年・月・日	文 書 名	
1	統別42	1・14—3・1	⑤ 5—18		白紙	
2	統後10	3・1—3・8	⑤18—22		白紙	
3	統別20	3・8—4・4	⑤378—390	2・9・5	東寺写經所解	④301
4	統々38ノ9	4・4—4・26	390—399	6・3・1	造東大寺司告朔解	⑤125
5	統々38ノ9	4・26—6・10	399—413		造石山院所用度帳	①6263
6	統々38ノ9	6・10—7・10	413—426			①6253
7	統々43ノ3	7・11—7・14	426—428	勝宝6・10'・	検米使解	④ 29
8	統々43ノ3	7・14—7・16	428—430	3・21	(加賀郡司解)	④ 79
9	統々43ノ3	7・17—7・19	430—432		越前国雜物収納帳	④ 78
10	統々43ノ3	7・19—7・23	432—434			④ 77
11	統々43ノ3	7・23—7・28	434—436	勝宝7・9・26	(村部息嶋解)	④ 76
12	統修9	7・28—7・29	⑤29—30	(天平5)		①504
13	統修9	7・29—8・7	⑤25—27	(天平6)	近江国志何郡計帳	①621
14	統修9	8・7—8・11	⑤27—29	(天平14)		②327
15	統修9	8・12—8・19	⑤24—25	(天平14)		②326
16	統々43ノ19	・23—12'・29	①6177—178	6・8・11	安都雄足雜物進下狀	①5470

備考(1) ⑤・⑤などは『大日本古文書』（編年文書）の5あるいは15を表わす。
 (2) 文書名は便宜上原則として『大日本古文書』にそのまま従うこととした。
 (3) 年に特別の注記のないものはすべて天平宝字年間を示す。

一年近い期間に亘って順次メモされて行ったものであるため、余白がなくなると新しい反故紙を継ぎ足して記録を続けて行った状態がこの二表によく現われている。従って余白がなくなつた場合、その度にもし一紙ごとに継ぎ足して行ったのであるならば、その紙の裏文書の書き初めの部分の月日が、ほぼその紙の継ぎ足された時点であるということになる。ただし表文書が予めすでに何張か継ぎ足されていたのを継いだ場合とか、一紙ごとに裏文書として継ぎ足しても一時に何張かを貼り継いだのであるならば、それぞれの裏文書の右端の日付よりは貼り継がれた時点は早くなるのである。

その判断は個々によく検討しなければならないが、反故とされた文書、すなわち表文書の内容を前後比較することや、この公文案帳以外の造石山寺所における諸帳^①の構成を関連せしめて推考することによってある程度適確にその時点をおさえることができる。またその際不明の年次や文書の性格などを副次的に明らかにすることができ。例えば公文案帳には多くの越前庄園関係文書が利用されているが、第二表にみえるようにそれらは33生江息嶋解を最初に34 36 37 38と集中して使用されており、その年次も33—39はいずれも宝字三年四・五月であるから、これらの文書が利用されたのは生江息嶋解の裏文書右端の日付五月十七日に近いこ

ろ以後であったことが知られるという次第である。ここではかかる方法による成果については主題を離れるのでこれ以上述べないが、正倉院文書全体についてのこのような観点からする再整理が可能である。

さてここで問題の計帳手実の場合をみると、すでに示したように「甲」の場合は宝字六年七月廿五日、「乙」の場合は同じく七月廿八日の記録がそれぞれ裏文書の最初にくるから、これらの計帳手実の継文が二つに分断されて、その紙背利用のためにそれぞれ「甲」「乙」文書に貼り継がれた時点は、少なくとも「甲」については七月廿五日ごろ以前、「乙」については七月廿八日ごろ以前ということになる。^②しかも第二表によると七月廿五日の記載に利用されている48造石山院所解は七月廿五日付文書であり、また前述のようにこの計帳手実によって公文案帳はそれ以前と断絶しているようなので、やはり利用の日次を七月廿五日ごろとまで限定することができそうであり、それは「乙」文書との関係によってもさらに確かめられると思う。以上の考証によって計帳手実利用の時期が七月廿五日ごろであることはほぼ確実になったと思う。

さて石山寺の増営工事については既にふれたように福山敏男氏が正倉院文書を分析して綿密な考証を加えられたが、その結果に

よると、それは天平宝字五年十月の保良宮行幸を契機として始められた。そして工事は造東大寺司に所屬する造石山寺所が担当し、別当として造東大寺司主典安都宿禰雄足が事に當った。まず十一月に本尊丈六觀世音菩薩の彫塑が始められたが、本格的な建築工事は翌六年正月からで、高島山・甲賀山・田上山などから用材が伐採され、さきの考中行事案に示されているような仏堂・僧房・経藏などが建てられた。そして七月中にそれら諸堂はほぼ完成し、七月五日には本尊脇侍などの彫塑も終り、同八日から八月十二日にかけて彩色が施され、また七月廿三日ごろには残材の廻漕が議せられ、実際には八月十二日ごろ宇治に運漕されたという。従って造営工事は八月初めにはほぼ完了したのである。なお造営と並んで勅旨大般若經六百卷の書写が行なわれたが、この方も同年十二月に終り、すべて奈良に引揚げたという。

こうしてみると計帳手実が造石山寺所で利用された時期は増営工事も終りに近いところで、このことは関係文書の遺存状態からも知られる。そこで次にはなぜこの計帳手実が造石山寺所で紙背を利用してたかの考察に移るが、まず造石山寺所で利用された文書にはさきの「甲」公文案帳・「乙」食物用帳にもその一端が示されているように、大別して造石山寺所においてできた反故文書と奈良から造石山寺所に持って来られた文書とがある。後者のうち

の越前庄園関係文書についてはかつて別当安都雄足との関係を想定してみたが、奈良から持参された文書にはそれ以外にも諸種のものがある。⑥ここでいま問題はこの計帳手実がそのどちらに属するかである。既述のように現存する戸籍・計帳はその大部分が京進された上、民部省から払下げられたものであることが確かめられるから、この場合もそれらと同様なコースを辿って、造東大寺司からさらに造石山寺所に入ったとも一応考えられる。しかし結論を先に示せば、この計帳手実に限ってそうではなからう。以下理由を列挙して説明しよう。

(1) まずこの計帳手実は近江国志何郡古市郷の大友但波史族吉備麻呂に関するものであるが、その近江国志何郡古市郷とは実は石山寺の所在地なのである。和名抄によれば滋賀郡には古市・真野・大友・錦部の四郷があったが、古市郷はその最南を占め、現在の大津市膳所・粟津・石山の一带に當る。従つてもしこの計帳手実が一度京進されたのち、転々として再びもとの古市郷内の造石山寺所に入ったとするならば、それは極めて偶然で、そのような可能性の確率は殆んどないと考えるのが普通であろう。

(2) これら計帳手実は前述のごとく民部省に送られた右京計帳手実に比して記載内容が整っておらず、困印も捺されていない。

(3) 計帳手実が「甲」公文案帳に利用された時点を七月廿五日ごろ

と推定したが、第二表によると、ほぼ同じころ、つまり七月廿一日―廿五日程に公文案帳として利用された文書は造石山寺所解・牒の反故文書(44・46・48・49)か造石山寺所に宛てられた文書(43・45・47)^⑥ばかりで、そのころ奈良から持参された文書は造石山寺所で用いられていない。第三表によると計帳手実のすぐ前に奈良から持参された越前関係文書が利用されているが、それが一括して貼り継がれたのは多分七月十日過ぎであろうから、計帳手実の利用時とは暫らく日を隔てている。本来は他の造石山寺所関係の諸帳によって、七月廿五日程貼り継がれたと思われる文書を見付け出し、それとの関係を探索すればよいのであるが、既述のとく石山寺造管工事もほぼ完了した時期なので、適確に同時期と判定できる文書が存在せず、遺憾ながらその方法では十分に傍証できない。しかしそのことは逆にいえば、この計帳手実の利用が単独で特殊であったということにもなる。

8 以上の考察によって、この計帳手実は奈良を経ず、直接造石山寺所に入ったもので、七月廿五日程〔甲〕〔乙〕両帳の記入に利用されたことが明白になった。

① 例えは雑物用帳・雑材并楮皮及和炭納帳・造寺料錢用帳・鉄充并作上帳など。

② これらの問題については早く拙稿「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」(『古代学』一〇四)において指摘したことがある。

③ ただしこの場合記録の日次と実際に書かれた日次が一致するという前提に立っている。従って実際には両者に若干のずれがある場合があるろう。「ころ」という表現を用いたのはそのためである。

④ 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造管」(前掲) 三二〇ページ。

⑤ 「甲」「乙」文書および他の諸帳においても、八月以後は記録がないか、あっても極めて簡單となるものが多い。

⑥ 吉田孝氏が詳しく分類されている。前掲吉田氏論文参照。なお吉田氏はこの計帳手実が別類として掲げておられる。

⑦ 敵密にいえば、志何郡古市郷と明記されているのは天平元年手実だけで、とくに吉備麻呂が移動した前後の戸については古市郷にあったという確証はない。

⑧ 天武紀には粟津市がみえ、また造石山寺所近くに市のあったことは『大日本古文書』五ノ三三三、十五ノ二一九にみえる。国分寺は古市郷(現在の国分)、国衙は対岸の栗太郎勢多郷(瀬田町)にあった。

⑨ 阿刀宇治麻呂と麻柄全麻呂の文書もその内容から推して造石山寺所にあった雄足に充てられたものと思われる。一通が充てられた吉成は雄足の側近と吉田孝氏は推定しておられる(吉田氏前掲論文参照)。

五

次にはこれらの計帳手実がどうして造石山寺所に入り、またいかなる目的に用いられたのかをさらに推考してみたいが、断案と称すべきものはなお得難いので、二、三の試案を掲げてみることにする。

〔一〕まずこれら計帳手実の紙背利用時期が七月末であることから、計帳手実提出との関係が想起される。吉田孝氏も「この年の六一七月の計帳手実の提出と関連して造石山寺所にもたらされたものらしい。」と述べられた^①。すなわち河令の規定では、計帳は六月卅日以前に京国官司が手実を集めて、八月卅日以前に太政官に申送ることになっているが、実際には手実の提出は七月十日過ぎまで及んだらしい。従ってこの場合も宝字六年の計帳手実提出に際して往年の手実を参照し、それが不要になったので破棄されてのち、七月末に造石山寺所で紙背が利用されたのではないかという想定はまず容易に考え及ぶところである。ことに造石山寺所の仏工として彩色などにも従事した己智帯成が同じ宝字六年七月九日に向う三日間の休暇を計帳提出のため申請し、その請暇解がこの計帳手実についてやはり「甲」公文案帳に利用されていることも示唆的なようである。

〔二〕しかし第一案では宝字六年における計帳手実提出にどうして二十年以上も年次の隔った神亀元—天平十四年の手実が必要であったかはちょっと説明できない。ところでこの一連の計帳手実が大夫但波氏族吉備麻呂を対象とするものであることは繰り返し述べてきたが、手実の記載によると彼は神亀元年には儲人と註記され、ついで翌二年から天平六年までは健児とあり、天平十四

年にはそれが消えている。

この神亀二年の健児は史料的には健児制の初見であるが、ついで天平五年十一月十四日の勅符により兵士三百人が健児とされ^③、また続日本紀によると、天平六年四月には諸道の健児・選士の田租と雑徭の半分を免除したことがみえ、さらに天平十年五月に至ると東海・東山・山陰・山陽・西海道諸国の健児を停止したことが記載されている。健児の増置が天平四年八月の節度使任命、その停止が天平九年九月の東国防人、同十一年五月の諸国兵士のそれぞれの暫停に相応するものであることはかつて論じたが、これら計帳手実が正にその時期に適合するもので、吉備麻呂が天平六年まで健児とされながら、同十四年にはみえないのは、同十年における健児停止の実施を傍証していることになるのである。

その点でこの計帳手実と健児との関係が次に注目されるが、実はいま問題としている宝字六年の二月に至って再びその健児が復活されているのである。すなわち続紀天平宝字六年二月辛酉（十二日）条によると、伊勢・近江・美濃・越前四国の郡司子弟および百姓で二十歳から四十歳までの弓馬を練習した者を簡んで健児とし、死闘あるいは老病者があるときは交替させ、天平六年四月廿一日の勅に准じてその田租と雑徭の半分を免じ、健児の歴名等は毎年朝集使に附けて武部省（兵部省）に送らせることが令せ

られている。従つてこれによると近江国からも健児が簡点されたわけで、吉備麻呂自身はすでに七十二歳の高齢で右の条件には適合しないが、何かかつて健児であつた者の身元などを参考に調査する必要があつて、吉備麻呂が健児であつた前後の彼の計帳手実が引き出され、それが不要となつてのち造石山寺所で反故文書として利用されるに至つたのではなからうかとも考えられる。

(三)以上第一案は計帳手実提出、第二案は健児という点にとくに着目した臆測であるが、両方ともまだ手実の中心人物大友但波史族吉備麻呂と造石山寺所との関係が明らかにされていない。大友但波史族は複姓であつて、大友史と但波史のどちらが本姓かがまず問題であるが、その略称とみられるものとして、同じ天平十四年手実に寄口但波史族酒美のみえるところからすると、但波史が本姓で、大友はそれを限定する地名と解すべきであらう。丹波史は新撰姓氏録によると後漢靈帝の子孫と称する帰化族である。^④ またここでは地名とみられる「大友」は恐らく滋賀郡内の大友郷、つまり現在の天津市坂本から滋賀里附近一帯の地域をさすのであらう。^⑤ その地と古市郷とは間に錦部郷（天津市錦織）を狭んで近接する。丹波を本拠とした丹波史の一族が比良山系を越えて湖西に出で、南下して大友郷に蕃衍したが、そのうち吉備麻呂らは同郡近郷の古市郷に移住したと解されないだらうか。^⑥

そこで吉備麻呂の長々しい氏姓を略すると、彼は但波（丹波）吉備麻呂となるが、実はそれと同じ氏名のもが造石山寺所の銭用帳にみえるのである。^⑦

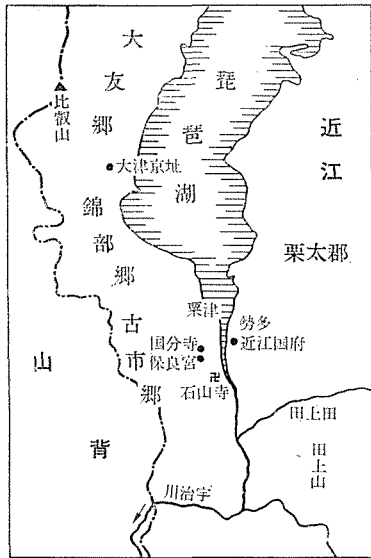
〔検〕
又下 錢伍拾文（推用内）
可報自主典所

右買田上田直料、附丹波吉備麻呂

主典安都宿祢 領上馬養

この記載は宝字六年九月五日に関するもので、すでに石山寺の増築も終り、残材を椀に組んでの廻漕が行なわれているが、そのとき石山寺造宮のための山作所のあつた田上山（石山寺東南・栗太郡田上村にある）付近の田地を買う直の料として、錢五十文が丹波吉備麻呂に下附されている。この五十文はそのほんの一部で、田上山買得のためには全部で二貫文が支払われたらしいが、この田について吉田孝氏は、これは安都雄足の私田で、この五十文は造石山寺所が立替えたものとしておられる。^⑧ 「可報自主典所」という追記はその意味であらう。丹波吉備麻呂なる氏名はここ一箇所に見えるだけのため、詳細は不明であるが、ともかくこの丹波吉備麻呂が造石山寺所と関係を有する人物であつたことは確実であり、この丹波吉備麻呂こそは他ならぬ問題とする計帳手実の主人公大友但波史族吉備麻呂その人ではなからうか。

丹波吉備麻呂の名は前述のようにこの一史料にしかみえないが、



同族と推定される者は石山寺の造営や造東大寺司でも活躍している。まず宝字六年八月、高島山作所から奈良に送る雜材千三百余物の宇治橋までの運送を曰佐真月・土師石国・民鑑万呂とともに請負った椽師に但波清成なる者がいる。¹² また造東大寺司木工所の雑政に参与していた丹波広成も恐らくその一族であろう。彼は石山寺の造営開始に当り別当安都雄足から造石山寺所に来ることを要請された人物で、吉田孝氏はかかる雄足・広成の深い関係は法華寺阿弥陀浄土院金堂の造営のときから生れ、その関係文書にみえる「丹波宅」も丹波広成の宅であろうと推定しておられる。¹⁴ ほかに宝字二年三月大仏殿廂須理板の彩色に従事した造東大寺司の画師丹波船人、勝宝年間写経所の経師としてしばしば名の現わ

れる丹波史宿奈麻呂、近江国愛智郡から宝字六年四月と十月に宝字四年の東大寺封戸租米の進上に當った丹波常人(多比止)などがある。¹⁵

こうしてみると丹波吉備麻呂はいよいよ計帳手実の但波吉備麻呂と同一人である可能性が強くなり、また造石山寺所との関係も自然に理解されてくる。また吉備麻呂の兄広麻呂は神龜初年に藤原卿の職分資人であったが、この藤原卿は当時中納言であった藤原武智麻呂であろう。¹⁶ 彼は和銅五年から靈龜二年まで近江守として大いに治績をあげたが、近江国府近くに住む広麻呂が資人となつたのもその時からの関係によるのであろうし、当然その関係は父について近江守となり、終生近江国守を兼任した藤原仲麻呂の時代にも継承されたと思われるから、丹波史一族が多く東大寺や石山寺の造営に参加したのも当然といえよう。

9 こうしてともかく表文書の計帳手実の中心人物大友但波史吉備麻呂と裏文書の造石山寺所とを結びつけることができ、なぜ吉備麻呂の手実が造石山寺所に入ったかの疑問を解く糸口も見出せたように思う。兄が藤原武智麻呂の資人として在京し、自らも健児であった経歴をもつ吉備麻呂は、古市郷においては在地のかなり有力者であったと思う。造東大寺司の主典であり、石山寺造営の別当に任じた安都雄足の田上の私田買得に吉備麻呂が一役買っ

たというのも彼がそのような地位にあったからかも知れない。従ってその時以前にすでに造石山寺所と何らかの關係を生じていたと想定することは不可能なことではない。さすれば「一」吉備麻呂の宝字六年六・七月における計帳手実提出に關係して、あるいは「二」宝字六年二月に復活された健兒の簡点に關連して、現存する計帳手実九通が必要とされ、それが不要となった後、吉備麻呂が造石山寺所と關係をもつていたため、何かの事情で造石山寺所に入り、やがて七月末に反故文書としてその紙背を利用されたと考えることはいちおうできるであろう。

〔四〕しかし最後にいま一つ参考史料を掲げて別の解釈を臆説として記してみよう。というのは第一案・第二案ともに計帳手実が吉備麻呂との關係において造石山寺所に入った事情についていま一つ明快な説明がなされていないからである。その史料とはやはり造石山寺所に關する米売価錢用帳の冒頭のつぎの記載である。¹⁷⁾

八月十日下錢壹貫陸佰文 米伍斛價料俵別百六十文

右限十月内、岡田村夫王廣嶋并妻丹比須丑刀自、充件米價下

給如件 在手實雜文

大典安都宿祢 領 上馬發
下道主

この米売価錢用帳は宝字六年八月十日から十二月廿日までの写經所の食料の用錢を記したもので、右は八月十日に米五斛の価一貫

六百文を岡田村の夫王廣嶋と妻丹比須丑刀自に先払いし、現物は十月以内に納入させることとしたことを示している。王廣嶋は岡田村(恭仁宮に近い山背国相楽郡の岡田か)の鑄物師であったが、實際はこの米は約束の期限には納入されなかった。そこで閏十二月一日造石山寺所から督促の使として阿刀乙万呂・丸部足人の二人が派遣され、その報告書である同月七日付の岡田入米検使解も遺存している。¹⁸⁾ どうした訳が造寺所側はその米を十石と勘違いしていたが、王廣嶋のもとには五石しか用意されていなかった。その後翌年二月になって同じく王廣嶋のところから信樂殿壙運所(藤原房前の信樂の邸宅を石山に運ぶことを司った)に運ぶことを命ぜられた黒米五石が、結局この時の五石であつたらしいから、なかなか複雑な経過をのちに辿ることになったわけである。¹⁹⁾

ところで注意すべきは、さきの廣嶋への錢の下付の記事に「在手実雜文」と付記されていることである。「手実」という用例は必ずしも計帳手実に限らないから、この場合もなにか錢の受渡しに關するものかも知れないが、試みに計帳手実の雜文と考えてみてはどうであろうか。前述のようにこれは追って納入すべき米の前払いであつて、相手に信用がなければならぬ。この時同時に大豆・小豆と同じく米の買入れのため錢の先払いを受けたものに橘守金弓と猪名部枚虫がいるが、²⁰⁾ 金弓は甲賀山作所領、枚虫は勢

多庄領といずれも造東大寺司の下級官人である。しかし王広嶋は
 鋳物師ではあるが、ここが史料上の初見で、それまで関係があっ
 たようでない。そこで一貫六百文という金の先払いに当って、そ
 の身元を確認しておくために計帳手実の提出を要求したのでなか
 ろうか。夫婦そろっての名が記されているのもそのためであって、
 つまり簡単な勘籍を行なったと推考するのである。

さて「手実継文」をそのように考え、そこに勘籍を想定すると、
 容易にさきの吉備麻呂の計帳手実が連想されてくる。吉備麻呂も
 既述のように田上田買得の代金を下附されているが、それ以前在
 地の有力者として彼が造石山寺所と何らかの関係を結ぶに当って、
 その身元を確かめるため計帳手実の提出を造石山寺所から求めら
 れ、それが用済み後宝字六年七月末に至って反故文書として紙背
 を利用されたと臆測するのである。^②

① 吉田孝「律令時代の交易」(前掲)補註3。

② 例えば天平五年石京計帳手実の日付は、六月九日、七月四・八・十・
 十一・十二日となっており、次に述べるように計帳提出のため暇日を
 請うた已智帯成解は七月九日から三日間となっている。

③ 類聚三代格卷八所収大同五年五月十一日官符。

④ 拙稿「郷里制廃止の前後」(『日本歴史』一〇六)。

⑤ 大友史に關しては、官奴から放賤従良された大友史妻太統紀、後
 漢の苗裔と称し宝字二年桑原直への改氏姓を願い出た大友史・大友桑
 原史(統紀)などがみえるが、カバネの知られる他の大部分の史料は大

友白佐・大友村主で、近江に關しては大友曰佐棟麻呂(栗太郡木川郷・
 大友村主宿奈尼虎(志賀郡古市郷)、大友曰佐田麻呂・麻須良(志賀郡
 錦部郷)・大友曰佐千嶋・広園(蒲生郡桐原郷)・大友村主人主(近江
 国)などがみえる(竹内・山田・平野編『日本古代人名辞典』第二卷
 による)。

⑥ 新撰姓氏録石京語蕃上に「後漢靈帝八世孫孝日王之後也」とある。

⑦ この地は近江大津宮の所在地に推定されるところで、大友皇子の「大
 友」も多分この地名に因んだものであろう。

⑧ 大友郷より北の湖西にはワニ氏が蕃息したが、その同族が丹波にみ
 えることについては拙稿「ワニ氏に關する基礎的考察」(『律令国家の
 基礎構造』所収)を参照されたい。

⑨ 『大日本古文書』十五ノ四四五。

⑩ 『大日本古文書』五ノ二八五。天平宝孝六年十一月一日付の米銭請
 用注文に「二貫田上田買直」と見え、その二貫は「二貫自奈良乘別当」
 に当る。

⑪ 吉田孝「律令時代の交易」(前掲)三五六ページ。

⑫ 『大日本古文書』五ノ二六一・二六二。

⑬ 『大日本古文書』四ノ五二五。

⑭ 吉田孝「律令時代の交易」(前掲)三五六ページ以下。

⑮ 竹内・山田・平野編『日本古代人名辞典』第四卷参照。

⑯ 中納言には慶雲二年四月の復置に際して資人三十人が与えられるこ
 とに定められた(統紀)。神代初年当時藤原氏が職分資人を有するもの
 は武智麻呂以外にない。

⑰ 『大日本古文書』五ノ二六六。

⑱ 『大日本古文書』十六ノ一〇、および十六ノ一三六。

⑲ 『大日本古文書』五ノ三八六・四〇一、十六ノ一九。なお吉田孝
 「律令時代の交易」(前掲)三五二ページ参照。

② 例えば統別三四に収められた様工楡皮葺功食を請求した文書を集めたものには「雑様手実」という題籤が附せられている。

③ 『大日本古文書』五ノ二六七。

④ もし試みに勘籍を宝字六年に行なうとすれば、宝字二年籍から五比を遡って天平五年籍以後となるが、この場合は正式な勘籍でなく、手実も整わないのであるから、神龜初年に遡ってもおかしくはない。

六

以上但波吉備麻呂の計帳手実がどういう目的で用いられ、またそれがどうして造石山寺所にもたらされて紙背を利用されるに至ったかについて、三つの試案を提出してみた。いずれも臆説であって、そのいずれが正鵠を射ているかは判らない。私はどの案も固執するつもりはない。真相はこれ以外にあるかも知れない。いずれにしても歴史的事実はそのうちの一つでしかありえないであろうから、右の三案は逆にいえば実証の限界性と推論の危険性を露呈したものともしえるであろう。

しかしここで計帳手実そのものに関しなご重要な問題が一つ残されている。それは三案のいずれにも関係することであるが、

これらの連年の手実が吉備麻呂の手許に保存されていたものなのか、それとも提出後国衙に保存されていたものなのかという問題である。単に計帳手実提出の参考にしたというのなら、吉備麻呂の手許にあった可能性が多いし、健児簡点のためともなれば、それは逆に国衙の確率が多い。第三案ではいずれの場合も考えられるであろう。しかし私は先に指摘しておいように、天平元年手実の端裏に「志何郡手実」と書かれていることから考えれば、それが吉備麻呂の手許にあった可能性は少ないと思う。とすればそれは国衙にあったことになるが、その場合は提出された手実とすると、前述のような右京計帳手実との相異がまた疑問となってくる。これらの問題は計帳の制度そのものの検討を要することになるので、稿を改めて論ずることとしたい。

(追記) 本稿に関しては総合研究「日唐羅戸籍計帳の基礎的研究」、および各個研究「表裏関係よりする正倉院文書の研究」と題して文部省科
学研究費の補助を受けた。これは右に対する中間報告の一部である。
研究の遂行に当ってお世話になった方々に厚く謝意を表する。

(京都大学助教授)

of the so-called “exiles”, hitherto understood vaguely as the political refugees, and then of the aspects of their movements in connection with the social as well as the political conditions of Greece and Macedonia. In so doing, I hope some lights may be thrown on the significance of the “exile decree” and what sort of effect Alexander aimed at by this measure.

Of *Tamba-no-kibimaro's* 但波吉備麻呂
Keichô-shujitsu 計帳手実

by

Toshio Kishi

This article is a restorative consideration about the nine incomplete letters of *Keicho-shujitsu* 計帳手実 in relation to *Kibimaro* 吉備麻呂 of *Otomo-tamba* 大友但波 clan, called ‘*Tamba-no-kibimaro*’ for short, having been transmitted in the documents of *Shôsôin*. These nine incomplete letters were the valuable source showing the change of a certain familyconstruction for about twenty years from 724 to 742.; though it has not been explained heretofore what these letters are, what they were, why they have been transmitted as documents in *Shôsôin* and what *Tamba-no-kibimaro* is as a central person of the letters.

Then, this article presents a proposal to these questions and is to contribute to the progress of future study with the introduction of a partial result of examination on the original source.